

えひめ食の安全・安心推進本部設置要綱

(目的)

第1条 生産から流通・消費に至る総合的な食の安全・安心施策を推進するとともに、食の安全・安心に対する危機発生の際の関係部局の相互の連携強化を図ることを目的として、「えひめ食の安全・安心推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置する。

(推進本部の業務)

第2条 推進本部は次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 食の安全・安心確保に関する施策の連絡調整に関すること。
- (2) 食の安全・安心確保に関する施策の充実強化に関すること。
- (3) 食に係る危機管理に関すること。
- (4) その他食の安全・安心に関する重要事項に関すること。

(推進本部の組織等)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し推進本部を総括する。

(会議の招集)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に、会議の審議・検討を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には、健康衛生局長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が必要に応じ招集し、主宰する。
- 6 幹事長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は保健福祉部健康衛生局薬務衛生課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、推進本部の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条第4項関係)

県民環境部長 保健福祉部長 経済労働部長 農林水産部長 副教育長
--

別表第2（第6条第4項関係）

愛のくに	えひめ営業本部	マネージャー	
県民生活課長	保健福祉課長		健康増進課長
薬務衛生課長	産業政策課長		産業創出課長
農政課長	ブランド戦略課長		農産園芸課長
畜産課長	林業政策課長		漁政課長
水産課長	保健体育課長		